

CORPORATE

JCB Platinum

Insurance Guide



世界にひとつ。
あなたにひとつ。

JCBカード付帯保険・見舞金制度のご案内

JCB Platinum (CORPORATE)

INSURANCE BOOK

本書はJCB法人プラチナに自動付帯されている各種損害保険(会員の皆様を被保険者としてJCB(契約者)が保険料を負担しています。)および見舞金制度についてその概要をご説明する目的でお送りしております。ご一読のうえ、保存されますようお願いいたします。また、海外旅行の際は緊急時に備えてご携帯願います。なお、各種損害保険の普通保険約款及び特約の内容や見舞金制度の詳細などににつきましては別途お問い合わせ願います。

INDEX

- JCB法人プラチナ傷害保険
 - 1. 保険金をお支払いする場合(海外旅行傷害保険) …… 3~4
 - 2. 保険金をお支払いする場合(国内旅行傷害保険) …… 5~6
 - 3. 保険金をお支払いできない主な場合(海外/国内旅行傷害保険) …… 7~8
- JCB法人プラチナ 国内・海外航空機遅延保険 …… 9~10
- JCB法人プラチナ ショッピングガード保険(国内/海外) …… 11~12
- JCB法人プラチナ カーアクシデントケア制度 …… 13~14
- JCB法人プラチナ カーアクシデントケア見舞金規定 …… 15~18
- 保険金・見舞金の請求について
 - 1. 保険金・見舞金請求手続き/2. 必要書類 …… 19~21
- 海外でお困りの際のホットラインサービス
 - 日本語安心サービス …… 22~24
- 国際電話のかけ方 …… 25
- お問い合わせ先・その他JCB法人プラチナ付帯サービス全般について …… 26

※海外旅行先の医療機関から提示を求められたときなどにご利用ください。

JCB Platinum (CORPORATE) OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE CARD

INSURED No. JCB CARD No.
INSURED JCB CARD MEMBER
COVERED PERIOD OF TRAVEL: Coverage shall commence upon leaving the residence in Japan for the purpose of overseas travel, and shall terminate at the end of three (3) months or upon return to the residence, whichever is sooner. Under non circumstances shall this coverage extend beyond three (3) months for a single overseas trip.
However, should the date of departure from the residence differ from the date of departure from the country, coverage shall commence at 0:00 of the day before departure from the country. Likewise, if the date of return to the residence differs from the date of return to the country, coverage shall terminate at 24:00 on the day after returning to the country, subject to the coverage limit of three (3) months.

COVERAGE	AMOUNT INSURED
INJURY DEATH or RESIDUAL DISABILITY	¥100,000,000
INJURY MEDICAL EXPENSES	¥10,000,000
SICKNESS MEDICAL EXPENSES	¥10,000,000
BAGGAGE(EXCESS ¥3,000)	¥1,000,000
LIABILITY	¥100,000,000
RESCUER'S EXPENSES	¥10,000,000

This is to certify that "JCB Platinum OVERSEAS TRAVEL ACCIDENT INSURANCE" is in effect with us as stated above while you are JCB CARD member.

Sompo Japan Nipponkoa Insurance Inc.

*家族特約対象者の海外旅行傷害保険付証明書が必要な場合には必要書類などをご案内いたしますので、P.26の「お問い合わせ先」にご確認ください。

JCB法人プラチナ傷害保険

被保険者: JCB法人プラチナ会員(カード使用者として登録されている方)
旅行傷害保険は、「家族特約」対象者を含みます。

- 「家族特約」対象者とは
JCB法人プラチナ会員の配偶者・JCB法人プラチナ会員と生計を共にする同居の両親(義親含む)・JCB法人プラチナ会員と生計を共にする未婚の子
- 保険金請求の際に健康保険証または公的証明の写しにより、本会員と同一生計の家族であることを確認させていただきます。

補償期間: JCB法人プラチナ会員である期間
保険の対象: 海外旅行の場合、海外旅行の目的をもって日本国内の住居をなる旅行期間 出発してから住居に帰着されるまでの間で、かつ、日本を出国した前日の午前0時から日本に入国した翌日の午後12時までをいいます。ただし、日本出国日から3か月を限度とします。

引受保険会社: 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

傷害保険金額一覧

※海外旅行傷害保険・国内旅行傷害保険ともにカード利用の条件はございません。

海外旅行傷害保険(自動付帯)	カード使用者	家族特約対象者
傷害による死亡・後遺障害	最高1億円	最高1,000万円
傷害による治療費用	1,000万円限度	200万円限度
疾病による治療費用	1,000万円限度	200万円限度
賠償責任	1億円限度	2,000万円限度
携行品の損害(自己負担額1事故3,000円)	100万円限度	50万円限度
救 援 者 費 用 等	1,000万円限度	200万円限度

国内旅行傷害保険(自動付帯)	カード使用者	家族特約対象者
① 公共交通乗用具搭乗中の傷害事故	死亡・後遺障害	最高1億円 最高1,000万円
② 旅館ホテル宿泊中の火災・爆発による傷害事故	入院	日額5,000円 日額5,000円
	手術	5,000円×(10~40倍) 5,000円×(10~40倍)
③ 宿泊を伴う集居型企画旅行参加中の傷害事故	通院	日額2,000円 日額2,000円

- ※ご出発前に上記保険に関する手続きはいつさい必要ありません。
- ※死亡保険金の受取人は、被保険者の法定相続人、その他の保険については被保険者となります。ただし、救済者費用保険金については、被保険者または法定相続人のうち、当該費用を負担した方となります。
- ※JCB法人プラチナ付帯の旅行傷害保険(海外・国内)の死亡・後遺障害保険金額および入院・通院保険金額(国内のみ)につきましては、他のクレジットカード付帯の保険契約から同時に保険金が支払われる場合には、これらの契約のうち最も高い保険金額を限度として按分して保険金が支払われます。(後遺障害保険金は最も高い保険金額に普通保険約款にて定める支払い割合を乗じた金額を、手術保険金の場合は最も高い入院保険金日額に普通保険約款にて定める倍率を乗じた金額をそれぞれ限度として按分して支払われます。)
- ただし海外旅行傷害保険で、他にお持ちのクレジットカードが法人カードの場合には、按分の対象とならないこともございます。詳しくはP.26の「お問い合わせ先」にご確認ください。
- ※海外旅行傷害保険(死亡・後遺障害保険金を除く)の各種保険金につきましては、他の旅行傷害保険から同時に保険金が支払われる場合、これらの契約の保険金額を合算した額の範囲内で実際の損害額を限度として按分して保険金が支払われます。
- ※補償内容については諸般の事情により一部変更することがございます。詳しくはP.26の「お問い合わせ先」にご確認ください。

※左記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約に基づきますので詳しくはP.26の「お問い合わせ先」にご確認ください。

保険金をお支払いする場合

海外旅行傷害保険

保険の種類		保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金※
傷 害	死亡 後遺障害	最高1億円 家族特約対象者 最高1,000万円	旅行期間中の事故によるケガが原因で事故の日から180日以内に死亡または後遺障害を生じたとき。	○亡くなられたとき…保険金額(死亡・後遺障害)の100%をお支払いします。 ○後遺障害を生じたとき…その程度に応じて保険金額(死亡・後遺障害)の3%～100%をお支払いします。
	治療費用	1回の事故につき 1,000万円限度 家族特約対象者 200万円限度	旅行期間中の事故によるケガが原因で医師の治療を受けたとき。 [注] 事故の日から180日以内に要した費用に限ります。	下記の①～③の費用のうち実際に支出された金額を、傷害の場合は1回の事故につき、疾病の場合は1回の病気につき各々の保険金額を限度としてお支払いします。
疾 病	治療費用	1回の病気につき 1,000万円限度 家族特約対象者 200万円限度	旅行期間中に発病または原因が発生し(下記の特定の感染症の場合は感染し)旅行期間中または旅行行程終了後72時間を経過するまでに(下記の特定の感染症の場合は30日間を経過するまでに)医師の治療を受けられたとき。 [特定感染症とはコレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルク病、コクサッキーBウイルス感染症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎臓毒性出血熱、ハンタウイルス感染症群、高病原性インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、タニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。] [注] 最初の治療日から180日以内に要した費用に限ります。	①治療のために必要な次の費用 (1)診療費・手術費など診療関係費、入院費 (2)病院までの交通費、緊急移送費、転院費(入院先の病院で治療が困難な場合など) (3)ホテル客室料(入院が不可能である場合など) (4)通訳雇用費用 (5)義手・義足の修理費(傷害治療のみ) ②入院により必要となった身の回り品購入費(5万円限度)、通信費(1回の事故につき、合算して20万円限度) ③入院または通院により必要となった旅行行程復帰または、帰国のための交通費、宿泊費(本来帰国に要すべき費用を除きます。)
			1回の事故につき 1億円限度 家族特約対象者 2,000万円限度	旅行期間中に誤って他人をケガさせたり他人のものを壊したりして、被害者から法律上の損害賠償を請求されたとき。
携行品損害		1旅行中 100万円限度 家族特約対象者 50万円限度 保険期間中 100万円限度 自己負担額 1回の事故につき 3,000円	旅行期間中に携行する身の回り品(被保険者の所有するもの)が盗まれたり、事故により壊れたりしたとき。	時価額または修理費のいずれか低い額を限度としてお支払いします。ただし携行品1つ(1点または1対)あたり10万円が限度となります。また、旅券の盗難などによる損害については、現地での再発給費用(交通費、宿泊費を含みます。)を5万円を限度としてお支払いします。 [注] 1回の事故毎に損害額のうち3,000円はご自身で負担していただきます。 乗車船券、航空券などについては、事故の後に実際に支出した費用を1事故につき5万円を限度としてお支払いします。
救援者費用等		1回の事故につき 1,000万円限度 家族特約対象者 200万円限度	旅行期間中に 1.ケガをして事故の日から180日以内に亡くなられたとき。 2.病気により亡くなられたとき。 3.病気にかかり医師の治療を受け、旅行行程終了後30日以内に亡くなられたとき。 4.ケガまたは病気により継続して3日以上入院されたとき。 5.搭乗している航空機、船舶などが行方不明または遭難したとき。 6.事故により生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動が必要となったとき。(ただし被保険者の無事が確認できた後に現地に赴く救援者の費用は対象となりません。)	被保険者および親族の方が実際に支出した次の費用で損害保険ジャパン日本興亜株式会社が妥当と認めた費用を保険期間中、保険金額を限度としてお支払いします。 ①捜索救助費用 ②救援者の現地までの往復航空運賃などの交通費 ③救援者のホテルなど宿泊施設の客室料(救援者1名につき14日分まで) ④救援者の渡航手続費、 現地での諸雑費 ⑤現地からの移送費 ⑥遺体処理費用(100万円限度) 上記②から④の費用は右表の金額が限度となります。また、3日から6日までの入院の場合には、⑤の移送費用は支払われません。 [注] 払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、傷害治療費用または疾病治療費用で支払われるべき金額は差し引きます。

※上の表中の「お支払いする保険金」欄に上限金額が明記されている項目につきましては、他の海外旅行傷害保険
 ※旅行をキャンセルした場合などに新たに生じるキャンセル代などにつきましては、補償の対象とはなりません。 契約との重複がある場合でも、実際に支払われる保険金の合計額は明記されている額が上限となります。

	②の交通費、③の客室費	④の諸経費など
3日～6日継続入院の場合	救援者1名分	5万円
7日以上継続入院の場合	救援者3名分	20万円

保険金をお支払いする場合

国内旅行傷害保険

※下記①～③の場合、保険金をお支払いいたします。

保険の種類		保険金額	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷 害	死亡 後遺障害	最高1億円 家族特約対象者 最高1,000万円	①被保険者が日本国内を旅行中、乗客として公共交通乗用具搭乗中に傷害を被り、右記の(1)～(5)に該当した場合。 ※航空機に搭乗の場合は、航空機の乗客に限り入場が許される飛行場構内における傷害事故および航空機の不時着陸時の中を含みます。	左記の①～③によりその傷害が原因で事故の日から180日以内に (1)亡くなられたとき …保険金額(死亡・後遺障害)の100%をお支払いします。 (2)後遺障害を生じたとき …その程度に応じて保険金額(死亡・後遺障害)の3%～100%をお支払いします。
	入院	・入院保険金 1日につき 5,000円 ・手術保険金 5,000円×倍率 (家族特約対象者も同額)	②被保険者が日本国内を旅行中、旅館、ホテルなどの宿泊施設に滞在中に、火災・爆発事被り、右記の(1)～(5)に	左記の①～③によりその傷害が原因で (3)入院されたとき……………5,000円/日 (ただし事故日より180日限度)
	通院	1日につき 2,000円 (家族特約対象者も同額)	③被保険者が宿泊を伴う募に参加中に傷害を被り、右に該当した場合。	(4)入院保険金を支払う場合で手術を受けられたとき …5,000円に手術の種類に応じて定めた倍率(10倍、20倍または40倍)を乗じた額 (ただし1事故につき1回限度) (5)通院されたとき……………2,000円/日 (ただし事故日を含めて8日目を降において通院が継続されている場合で事故日より180日以内で90日限度)

※国内旅行傷害保険において：

「募集型企画旅行」とは……………あらかじめ旅行の日程・交通手段・宿泊施設・旅行代金が旅行号に定められた標準旅行業約款募集型企画旅行契約の部第2定している旅行は募集型企画旅行とはなりません。

「募集型企画旅行に参加中」とは… 募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行(含みません。)を利用した時から最後の運送・宿泊機関など

「公共交通乗用具」とは…………… 航空法、鉄道事業法、海上運送法などに基つき、それぞれの事

※国内旅行傷害保険において入院保険金・手術保険金・通院保険金は、事故日を含めて7日以内に治

会社により決められており、参加者を募集する形態の旅行(平成16年12月16日国土交通省告示第1593条第1項に規定するものをいいます。)をいい、会社の慰安旅行や業務出張などあらかじめ参加者が決

行日程に定める最初の運送・宿泊機関など(募集型企画旅行に参加するために個別に利用する機関の利用を完了するまでの期間をいいます。ただし募集型企画旅行の行程から離脱した期間は除きます。業を行う機関によって運行される航空機、電車、船舶などをいいます。

療を終了された場合にはお支払いの対象とはなりません。

※左記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約に基づきますので詳しくはP.26の「お問い合わせ先」にご確認ください。

保険金をお支払いできない主な場合

海外旅行傷害保険

保険の種類	お支払いできない主な場合
傷 害	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者、保険金受取人の故意 ■被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■被保険者の無資格運転、酒酔い運転 ■被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ■戦争、その他の変乱 ■放射線照射・汚染、原子核反応 ■危険なスポーツ（※下記参照 登山・スカイダイビングなど） <p>中のケガまた、原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。</p>
疾 病	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者、保険金受取人の故意 ■妊娠、出産、早産または流産に起因する病気 ■歯科疾病 <p>また、原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。</p> <p>[注] 保険の対象となる旅行期間開始日以前に発病した病気についてはお支払いの対象となりません。</p>
賠償責任	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者の業務遂行に直接起因する事故 ■被保険者の親族に対する事故 ■自動車、船、航空機の操縦・操作に起因する事故 ■汚染物質に起因する賠償責任、罰金・違約金・懲罰的賠償額に対する賠償責任 ■預かっている物に関する事故、ただし、次の物はお支払いの対象になります。 <p>(イ) ホテルの客室および客室内の動産（セイフティボックスのキーならびにルームキーを含みます。）</p> <p>(ロ) ホームステイ先の部屋および部屋内の動産</p> <p>(ハ) レンタル業者から借借した旅行用品または生活用品</p>
携行品損害	<ul style="list-style-type: none"> ■すり傷など外観の損傷 ■携行品の設計・材質または製作の欠陥および自然の消耗 ■携行品の置き忘れまたは紛失 ■国または公共団体の公権力の行使（空港などの安全確認検査でのスーツケースなどの破壊は除きます。） ■携行していない場合（配送中の事故など）は、お支払いの対象となりません。 <p>また、登山など危険な運動に用いる用具については、それら危険な運動を行なっている間の損害については保険金をお支払いできません。</p> <p>■保険の目的である液体の流出</p> <p>[注] 次のような携行品の損害には保険金をお支払いできません。</p> <p>現金、小切手、株券、手形、預金証書、クレジットカード、定期券、帳簿、図面、入歯、コンタクトレンズ、動物、植物、自動車、オートバイ、船 など。</p>
救済者費用等	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者、保険金受取人の故意 ■被保険者の闘争行為、犯罪行為 ■被保険者の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛で他覚症状のないもの ■危険なスポーツ（※下記参照 登山・スカイダイビングなど） <p>中のケガ</p> <ul style="list-style-type: none"> ■妊娠、出産などで入院した場合

※危険なスポーツとは、以下のものをいいます。（以下のスポーツ中のケガは保険金のお支払いはできません。）

山岳登山（ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマーなどの登山用具を使用するもの）、リュージュ、マイクロライト機、ウルトラライト機など）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な

国内旅行傷害保険

保険の種類	お支払いできない主な場合
傷 害	<ul style="list-style-type: none"> ■被保険者、保険金受取人の故意 ■被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ■被保険者の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ■被保険者の脳疾患、疾病、心神喪失 ■戦争、その他の変乱 ■放射線照射・汚染、原子核反応 ■危険なスポーツ（※下記参照 登山・スカイダイビングなど）中のケガ ■地震、噴火または津波 ■「旅行中」の事故でない場合 <p>(1) 通勤・通学中の事故（往復途上の立ち寄り時を含む）</p> <p>(2) 通常業務範囲内での移動中の事故（ただし、出張旅行中の事故は除きます）</p> <p>(3) 日常生活範囲内での買い物や遊興目的の外出中など、旅行を目的としない外出中の事故</p> <p>例) 買い物、飲食、習い事、スポーツジムへの往復、病気、ケガの治療、同好会・チーム活動参加のための往復、映画鑑賞、観劇（コンサート・舞台・ミュージカル）、スポーツ観戦、パチンコ、麻雀、競輪、競馬、競艇、ゲームセンター、カラオケ など</p> <p>また、原因のいかんを問わず頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）および腰痛で他覚症状のないものについては保険金をお支払いできません。</p>

ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、運動

※左記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約に基づきますので、詳しくはP.26の「お問い合わせ先」にご確認ください。

JCB法人プラチナ国内・海外航空機遅延保険

国内・海外航空機遅延保険

補償金請求者：JCB法人プラチナ会員(カード使用者として登録されている方)

補償期間：JCB法人プラチナ会員である期間

引受保険会社：損害保険ジャパン日本興亜株式会社

国内・海外航空機遅延保険(自動付帯)

補償内容	保険金額
乗継遅延費用保険金	2万円限度
出航遅延費用等保険金	2万円限度
寄託手荷物遅延費用保険金	2万円限度
寄託手荷物紛失費用保険金	4万円限度

保険金をお支払いする場合

補償項目	保険金額	保険金をお支払いする場合
乗継遅延費用保険金	2万円限度	搭乗した航空機の遅延により時刻から4時間以内に代替便をて、ホテル等客室料および代替乗継する予定の航空機に搭乗することができず、遅延した航空便の実際の到着利用できなかった場合に、1回の遅延につき乗継遅延費用保険金額を限度とし便が利用可能となるまでの間に負担した食事代金をお支払いします。
出航遅延費用等保険金	2万円限度	搭乗予定の航空機について、出航したことにより、出航予定時刻費用等保険金額を限度として、お支払いします。航遅延、航空機の欠航・運休または搭乗予約受付業務のかしによる搭乗不能が生じることにより、出航予定時刻費用等保険金額を限度として、お支払いします。航遅延、航空機の欠航・運休または搭乗予約受付業務のかしによる搭乗不能が生じることにより、出航予定時刻費用等保険金額を限度として、お支払いします。
寄託手荷物遅延費用保険金	2万円限度	搭乗した航空機に預けた手荷物が航空機の到着後6時間以内に到着しなかった場合に、その手荷物が到着してに到着してから48時間以内の旅行行程中において負担した衣類購入費用または延につき寄託手荷物遅延費用保険金額を限度として、お支払いします。
寄託手荷物紛失費用保険金	4万円限度	搭乗した航空機に預けた手荷物が航空機の到着後48時間以内に到着しなかった場合は、その手荷物は紛失さが到着していないことを理由として、空港に到着してから96時間以内の旅行行程中に負担した衣類購入費用を限度としてお支払いします。 [注] 寄託手荷物遅延費用保険金としてお支払いする保険金を超える金額についてお支払いします。

お支払いできない主な場合

- ・被保険者、保険金受取人(これらの者の法定代理人を含みます)の故意、重過失または法令違反
 - ・地震、噴火または津波
 - ・戦争、その他変乱(テロ行為を除く)、放射線照射、放射能汚染
- ※海外航空機遅延保険については、海外旅行傷害保険の補償期間外に生じた事故

※左記の内容は概を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約に基づきますので詳しくはP.26の「お問い合わせ先」にご確認ください。

JCB法人プラチナショッピングガード保険

ショッピングガード保険 (国内／海外)

補償金請求者: JCB法人プラチナ会員(カード使用者として登録されている方)

補償期間: JCB法人プラチナ会員である期間

年間補償限度額: 会員1名につき毎年4月1日から1年間の総補償金額は500万円限度

自己負担額: 1回の事故につき3,000円

補償金額: カードご利用額あるいは購入店の領収書に記載された物品の購入金額(修理が可能な場合は修理金額)から自己負担額3,000円を控除した額を限度とします。

*物品の購入に際しJCB法人プラチナと現金、商品券などを併用された場合には、カード利用額から自己負担額3,000円を控除した額を限度とします。

補償を受けられる人および補償金を請求できる人:

この補償サービスにおいて補償を受けられるのは、補償の対象になる物品を正当な権利をもって所有されている方とします。したがって、会員およびこれらの方々からの補償の対象となる物品を譲り受けた方も補償を受けることができます。ただし、いずれの場合も補償を請求することができるのは原則として会員に限られます。

引受保険会社: 損害保険ジャパン日本興亜株式会社

お支払いする場合	補償の対象とならない物品	お支払いできない主な場合
補償期間内にJCB法人プラチナ会員がJCB法人プラチナを利用して購入した物品(詳細は右記)で購入日(配送などによる場合には物品の到着日)から90日以内に偶然な事故(国内・海外問わず)によって損害を被った場合。	<p>会員が購入した物品であっても次に掲げるものは補償の対象となりません。</p> <p>(1) 船舶(ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。)、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハングライダー、サーフボード、セーリングボードおよびこれらの付属品</p> <p>(2) 義歯、義肢、コンタクトレンズその他これらに類するもの</p> <p>(3) 動物および植物</p> <p>(4) 現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券など(鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・定期券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。)旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット</p> <p>(5) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの</p> <p>(6) 自動車電話・携帯電話およびこれらの付属品</p> <p>(7) 食料品</p> <p>(8) 会員が従事する職業上の商品になるもの</p> <p>※ JCBギフトカードで購入した物品は対象となりません。</p> <p>※ 補償の対象とならない物品は上記以外に追加されることもございます。詳しくはP.26「お問い合わせ先」にご確認ください。</p>	<p>(1) 会員または補償金を受け取る方の故意または重大な過失に起因する損害。</p> <p>(2) 補償の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色その他類似の事由またはねずみ喰い、虫喰いなどに起因する損害。</p> <p>(3) 補償の対象となる物品の設計・材質または製作の欠陥およびこれらの欠陥に起因する損害。</p> <p>(4) 戦争、暴動その他の事変に起因する損害。</p> <p>(5) 国または公共団体の公権力の行使に起因する損害。</p> <p>(6) 核燃料物質の有害な性質に起因する損害。</p> <p>(7) 置き忘れまたは紛失に起因する損害。</p> <p>(8) 水災、地震または噴火に起因もしくはこれらに伴って生じた損害。</p> <p>(9) 詐欺または横領に起因する損害。</p> <p>(10) 物品の誤った使用に起因する損害。</p> <p>(11) 物品の配送中に生じた損害。 など</p>

※左記の内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約に基づきますので、詳しくはP.26の「お問い合わせ先」にご確認ください。

JCB法人プラチナ カーアクシデントケア制度

カーアクシデントケア見舞金

補償対象者: JCB法人プラチナ会員

補償期間: JCB法人プラチナ会員である期間

補償金額: 5万円(ただし、毎年4月1日から1年間につき、1回の事故のみ補償します。)
(見舞金額) ※原則として、事故発生日より60日以内に申請をいただいた場合に限りです。

○お見舞金のお支払いについて

JCBからお支払いするお見舞金は、「カードご利用代金明細書」にてマイナス表示いたします(カードご利用代金から相殺してお支払いいたします)。

例・Aさんの場合

・○月10日お振り替え予定のカードご利用代金が	100,000円・・・①
・JCBからのお見舞金のお支払いが	-50,000円・・・②
・○月10日のお振り替え金額は	50,000円・・・(①より②を相殺)

カードご利用代金がお支払いするお見舞金額に満たない場合には、その差額をJCBよりカードご利用代金お支払い口座にお振り込みいたします。
必要書類を返送いただいた後、毎月月末までにお支払いが確定した会員様には翌々月10日のカードご利用代金のお振り替え時に上記方法にてお支払いいたします。

お見舞金をお支払いする場合	お支払いできない主な場合
<p>JCBは、補償期間中に日本国内において、次の①から⑤までに掲げる事由のいずれかが生じたことにより補償対象者が被った損害に対して、見舞金を支払います。</p> <p>① 補償対象者が自動車搭乗中に交通事故によってその身に傷害を被り入院すること</p> <p>② 自動車事故により、車内もしくはトランク内に収容されている補償対象者が所有する携行品に損害が生じること(車上荒らしによる損害含む)</p> <p>③ 補償対象自動車に固定されているETC車載器が盗難されること</p> <p>④ 補償対象自動車が高速道路上のETCゲートを通過する際に交通事故に遭うこと。ただし、補償対象自動車に外的損傷が生じている場合に限りです。</p> <p>⑤ 高速道路走行中において補償対象自動車が故障すること。ただし、自力走行が不可能な場合に限りです。</p>	<p>(1) JCBは、次の①から⑦までに金規定第4条(見舞金の種類)①から⑤までに掲げる見舞金を支払いません。</p> <p>① 補償対象者の故意 ② 補償対象者の自殺行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ④ 地震もしくは噴火または核燃料物質もしくは核燃事事故 ⑤ 核燃料物質もしくは核燃事事故 ⑥ ③から⑤までのいずれか ⑦ ⑤以外の放射線照射</p> <p>(2) JCBは、補償対象者が次金規定第4条(見舞金の種類)①から⑤までに掲げる見舞金を支払いません。</p> <p>① 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 ② 酒に酔った状態で自動車等を運転している間 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 交通乗用具を用いて競技等(注1)をしていない間に、競技等(注1)を行うことを目的とする場に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間に生じた事故</p> <p>(3) JCBは、次の①および②のいずれかに該当する間に生じた事故に対してはJCB法人プラチナカーアクシデントケア見舞金規定第4条(見舞金の種類)①から⑤までに掲げる見舞金を支払いません。</p> <p>① 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間 ② 酒に酔った状態で自動車等を運転している間 ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間 ④ 交通乗用具を用いて競技等(注1)をしていない間に、競技等(注1)を行うことを目的とする場に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間に生じた事故</p> <p>(4) JCBは、補償対象者の会シデントケア見舞金規定第4条(見舞金の種類)①から⑤までに掲げる見舞金を支払いません。</p> <p>(注1) 競技等 競技、競争もしくは興行(いずれもこれらのための練習を含みます。)、訓練(自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。)または試</p>

*本見舞金制度は、JCBが「JCB法人プラチナカーアクシデントケア見舞金規定」に基づいて運営いたします。従って、お見舞金はJCBよりお支払いいたします。上記内容は概要を説明したものであり、実際のお見舞金支払いの可否は「JCB法人プラチナカーアクシデントケア見舞金規定」をご確認ください。

JCB法人プラチナカーアクシデントケア見舞金規定

第1条 (目的)

本規定は、株式会社ジェーシービー(以下「JCB」といいます。)が第2条(用語の定義)①に規定する補償対象者に該当する法人プラチナ会員(以下「会員」といいます。)を対象に運営する「カーアクシデントケア制度」の取り扱いについて定めます。

第2条 (用語の定義)

本規定において、次の①から⑤までに掲げる用語はそれぞれ次の定義に従うものとします。

- ① 補償対象者
会員本人(カード使用者を含みます。)をいいます。
- ② 事故
第3条(見舞金を支払う場合)に掲げる事由をいいます。
- ③ 補償対象自動車
補償対象者が所有する自家用普通乗用車、自家用小型乗用車、自家用軽四輪乗用車、自家用軽四輪貨物車および自家用小型貨物車(以下「自動車」といいます。)をいい、二輪自動車および原動機付自転車を除きます。ただし、車検証の所有者または使用者欄の記載内容により、補償対象自動車である事実を確認できる自動車に限りします。
- ④ 補償期間
毎年4月1日の午前0時から翌年3月31日の午後12時までの期間をいいます。
- ⑤ ETC車載器
有料道路自動料金収受システムの用に供する車載器をいいます。

第3条 (見舞金を支払う場合)

JCBは、補償期間中に日本国内において、次の①から⑤までに掲げる事由のいずれかが生じたことにより補償対象者が被った損害に対して、見舞金を支払います。

- ① 補償対象者が自動車搭乗中に交通事故によってその身体に傷害を被り入院すること
- ② 自動車事故により、車内もしくはトランク内に収容されている補償対象者が所有する携行品に損害が生じること(車上荒らしによる損害含む)
- ③ 補償対象自動車に固定されているETC車載器が盗難されること
- ④ 補償対象自動車が高速度道路上のETCゲートを通過する際に交通事故に遭うこと。ただし、補償対象自動車に外的損傷が生じている場合に限りします。
- ⑤ 高速度道路走行中において補償対象自動車が故障すること。ただし、自力走行が不可能な場合に限りします。

第4条 (見舞金の種類)

JCBが前条の規定により支払う見舞金は、次の①から⑤までに掲げるものとします。

- ① 交通事故入院見舞金
前条①に掲げる事由が生じた場合にJCBが補償対象者に支払う見舞金をいいます。
- ② 車内・トランク内携行品損害見舞金
前条②に掲げる事由が生じた場合にJCBが補償対象者に支払う見舞金をいいます。
- ③ ETC車載器窃盗見舞金
前条③に掲げる事由が生じた場合にJCBが補償対象者に支払う見舞金をいいます。
- ④ ETCゲート通過時の事故見舞金
前条④に掲げる事由が生じた場合にJCBが補償対象者に支払う見舞金をいいます。
- ⑤ 高速度道路走行中の車両故障時見舞金
前条⑤に掲げる事由が生じた場合にJCBが補償対象者に支払う見舞金をいいます。

第5条 (見舞金を支払わない場合—共通事由)

(1) JCBは、次の①から⑦までのいずれかに掲げる事由に起因する損害に対しては第4条(見舞金の種類)①から⑤までに掲げる見舞金を支払いません。

- ① 補償対象者の故意または重大な過失
 - ② 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動
 - ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
 - ⑤ 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
 - ⑥ ③から⑤までのいずれかの事由に伴って生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - ⑦ ⑤以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) JCBは、補償対象者が次のいずれかに該当する間に生じた事故に対しては第4条(見舞金の種類)①から⑤までに掲げる見舞金を支払いません。

- ① 法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
- ② 酒に酔った状態で自動車等を運転している間
- ③ 麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
- ④ 交通乗用具を用いて競技等(注1)をしている間。または、交通乗用具を用いて競技等(注1)を行うことを目的とする場所において、競技等(注1)に準ずる方法・態様により交通乗用具を使用している間に生じた事故

(3) JCBは、次の①および②の事故に対しては第4条(見舞金の種類)①から⑤までに掲げる見舞金を支払いません。

- ① 補償対象者が法人プラチナ会員の資格を取得する前に生じた事故
 - ② 補償対象者が法人プラチナ会員の資格を喪失した後に生じた事故
- (4) JCBは、補償対象者の会員規約違反などサービス利用上不適切とJCBが判断した場合には第4条(見舞金の種類)①から⑤までに掲げる見舞金を支払いません。

(注1) 競技等

競技、競争もしくは興行(いずれもこれらのための練習を含みます。)、訓練(自動車等の運転資格を取得するための訓練を除きます。)または試運転(性能試験を目的とする運転または操縦をいいます。)

第6条 (見舞金を支払わない場合—交通事故入院見舞金)

JCBは、次の①または②の事由に起因する損害に対しては、第4条(見舞金の種類)①に掲げる見舞金を支払いません。

- ① 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失
- ② 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産

第7条 (保険金を支払わない場合—車内・トランク内携行品損害見舞金)

JCBは、次の①から⑥までに掲げる事由のいずれかに起因する損害に対しては、第4条(見舞金の種類)②に掲げる見舞金を支払いません。

- ① 差押え、取用、没収、破壊など、消防または避難に必要な処置として行われた場合以外の国または公共団体の公権力の行使
- ② 紛失
- ③ 詐欺または横領
- ④ 保険の対象に存在する欠陥、摩滅、腐し、さびその他自然の消耗
- ⑤ 故障損害(注2)

(注2) 故障損害

偶然な外来の事故に直接起因しない保険の対象の電氣的または機械的損害をいいます。

第8条（保険金を支払わない場合－ETC車載器窃盗見舞金）

JCBは、次の①または②の事由に起因する損害に対しては、第4条（見舞金の種類）③に掲げる見舞金を支払いません。

- ① 所管警察署への盗難被害届け出を怠ったこと
- ② 鍵のかけ忘れ

第9条（保険金を支払わない場合－ETCゲート通過時の事故見舞金）

JCBは、次の①から③までに掲げる事由のいずれかに起因する損害に対しては、第4条（見舞金の種類）④に掲げる見舞金を支払いません。

- ① スピード違反等の法令違反
- ② ETCカード挿入忘れ
- ③ ETCパー以外への衝突

第10条（保険金を支払わない場合－高速道路走行中の車両故障時見舞金）

JCBは、次の①から④までに掲げる損害に対しては第4条（見舞金の種類）⑤に掲げる見舞金を支払いません。

- ① メーカーが発行するマニュアル等に表示されている取扱方法等と異なる方法で使用されている補償対象自動車に生じた損害
- ② 改造または後付けパーツを装着している補償対象自動車に生じた損害
- ③ 車高が低い等の理由により、通常の作業で二次破損等が生じる可能性のあるまたは作業不能となる補償対象自動車に生じた損害
- ④ 自賠責保険等（注3）の契約が締結されていない補償対象自動車に生じた損害

（注3）自賠責保険等

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済をいいます。

第11条（見舞金の額）

- (1) 第4条（見舞金の種類）①から⑤までについて、JCBが補償対象者に対して支払う見舞金の額は、補償対象者1名あたり、1回の事故についておよび補償期間を通じて5万円とします。
- (2) 会員が補償対象者としての複数の資格を有する場合でも、JCBが補償対象者に対して支払う見舞金の額は、(1)と同様とします。
- (3) 事故の回数にかかわらず、JCBの補償対象者に対する見舞金の支払いは、補償対象者1名について1補償期間中1回を限度とします。

第12条（見舞金の請求）

- (1) 補償対象者は、第3条（見舞金を支払う場合）に定める見舞金支払いの事由が発生した場合には、JCBに通知しなければなりません。
- (2) 補償対象者がJCBに対して見舞金を請求しようとするときは、次の①から⑨までに掲げる書類または証拠のうち、JCBが求めるものを提出しなければなりません。
 - ① JCBが指定する見舞金請求書
 - ② 損害の原因が盗難によるものである場合は、所管警察署の証明書またはこれに代わるべき書類
 - ③ 被害箇所を証する写真の提出
 - ④ 車検証コピーの提出
 - ⑤ 事故証明証の提出
 - ⑥ 入院証明証の提出
 - ⑦ 損害した動産の価格が分かる書類の提出
 - ⑧ 損害品（携行品）の写真の提出
 - ⑨ その他JCBが必要と認める書類の提出
- (3) 補償対象者が(2)の書類を提出しなかったとき、または提出書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたときは、JCBは見舞金を支払いません。

- (4) 補償対象者以外の者からなされた見舞金請求に対しては、JCBは見舞金を支払いません。
- (5) 第3条（見舞金を支払う場合）に定める見舞金支払いの事由が発生した日より60日を経過した後になされた見舞金請求に対しては、正当な理由がない限り、JCBは見舞金を支払いません。

第13条（見舞金請求の際の調査）

- (1) JCBは、補償対象者が前条に定める見舞金請求手続きを行った場合は、補償対象者から通知を受けた第3条（見舞金を支払う場合）に定める見舞金支払いの事由発生の実態および状況を調査することができるものとします。
- (2) 補償対象者は、(1)の調査に協力しなければなりません。
- (3) 補償対象者が正当な理由なく(1)の調査の協力を拒んだときは、JCBは見舞金を支払いません。

第14条（見舞金の支払い方法）

- (1) JCBが補償対象者に見舞金を支払う場合、会員のカードご利用代金お支払い口座（以下「お支払い口座」といいます。）にカード利用代金の約定支払日に支払うものとし、事前にご利用代金明細書にて見舞金の支払金額及び支払日を会員に通知します。
- (2) (1)の規定に関わらず、JCBは、会員に対して他に請求するカード利用代金がある場合は、会員から特段の申し出がない限り、当該カード利用代金と支払うべき見舞金の額を相殺することができるものとします。なお、当該カード利用代金が支払うべき見舞金の額に満たない場合は、当該カード利用代金と相殺した見舞金の残額分について、お支払い口座に振り込むものとします。
- (3) JCBは、相殺後のカード利用代金の口座振替または見舞金（残額分の場合を含む）の振り込みをもって補償対象者の見舞金受領を確認したものとし、特段の事情がない限り、補償対象者に対して見舞金受領書を徴求しません。

第15条（個人情報の第三者提供）

本見舞金規定を運用するに際し、提携する保険会社へ個人情報を提供することがあります。

第16条（規定の改廃）

- (1) 本規定は、2012年4月1日午前0時より効力を発します。
- (2) 本規定を改定または廃止する場合には、特段の事情がない限り、JCBは事前に会員に通知するものとします。ただし、JCBが本規定を改定または廃止することができることを会員は予め承諾するものとします。

2012年4月1日改定

保険金・見舞金の請求について(手続き・必要書類)

海外旅行傷害保険・海外航空機遅延保険

1.保険金・見舞金請求手続き

○ここで述べます保険金請求手続きは帰国後に請求をされる場合です。現地ではP.22～ P.24を行なっております。ただし病院によっては、一時的にお立て替えいただく場合がございます。帰国後保険金を請求される場合には現地でも手配できない下記「2.必要書類」に掲げる書類(一覧表の太枠内)を忘れずにお持ち帰りいただき、事故の日からその日を含めて30日以内に「損保ジャパン日本興亜JCB事故受付デスク」にて事故の内容をご報告ください。
*現地で保険金請求手続きなどでお困りの場合も「日本語安心サービス」をご利用ください。

2.必要書類 ◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、各請求書類はコピーしたものではありません。※印は当社所定用紙があるものです。

ご請求になる保険金の種類	治療費用 保険金 (傷害・疾病)	携行 品 損 保 金	死 亡 保 險 金 (傷 害)	後 遺 障 害 保 險 金	救 援 者 費 用 保 險 金	賠償責任 対 人	保 險 金 対 物	乗 継・出 航 遅 延	寄 託 手 荷 物 遅 延・紛 失	ご 案 内
パスポート	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	日本出国・入国のスタンプのページおよび顔写真ページのコピー。
※ 保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	事故のご報告後郵送させていただきます。
現地でしか手配できない書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	現地発行のものをお持ち帰りください。(注記の波線部分をご参照ください。)
医師の診断書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	病院への支払いが済んでいない場合は病院からの請求書で結構です。
治療費の明細書および領収書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	診断者または検査した医師または病院発行のもの。
死亡診断書または死体検案書(死亡時のもの)	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	最寄り警察署または官公署発行のもの、やむを得ない場合、第三者の証明で進めさせていただく場合がございます。
事故証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	現地で支出した費用の領収書
支出を証明する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	作成してください。ただし大きな事故の場合は安易な示談は避け「日本語安心サービス」までご相談ください。
示談書・示談金額収書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	損害を与えたものの価格、修理費などを証明する書類(修理費用見積書、修理費領収書)、写真など。
損害額(修理費など)を証明する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	送付申しあげます請求書の所定欄をご利用ください。
※ 損害品明細書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	損害品のご購入当時の領収書、保証書をお持ちでしたら、ご提示を願います。
※ 損害額を証明する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	市区町村役所で発行
死亡保険金受取人の印鑑証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	同上
会員の印鑑証明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	同上
除籍後の戸籍謄本	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	同上
法定相続人の戸籍謄本	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	同上
委任状	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必要な場合は別途保険会社よりご案内させていただきます。
※ 後遺障害診断書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	同上
その他の書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	同上

(注) 本保険請求後、健康保険に請求する場合は確認後お返しいたします。

請求額が10万円以下の場合診断書はなくてもかまいません。疾病の場合は事故証明書は必要ありません。

*家族特約対象者は、健康保険証の写し、住民票などが必要となります。

(注) 航空機遅延保険の事故証明書について

【航空機出航遅延・乗継遅延】・・・航空会社・旅行代理店発行の遅延(あるいは欠航)証明書
【手荷物遅延・紛失】・・・航空会社・旅行代理店発行の手荷物遅延(あるいは紛失)証明書

国内旅行傷害保険・国内航空機遅延保険

1.保険金・見舞金請求手続き

○お支払いの対象となる事故によって受傷され、または亡くなられたときは会員または保険金を受け取るべき方は、事故の日からその日を含めて30日以内に「損保ジャパン日本興亜JCB事故受付デスク」にて事故の内容をご報告ください。

○会員または保険金を受け取るべき方が保険金の請求をされるときは、下記「2.必要書類」に掲げる書類をご提出ください。

2.必要書類 ◎印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、各請求書類はコピーしたものではありません。※印は当社所定用紙があるものです。

ご請求になる保険金の種類	死 亡	後 遺 障 害	入 院	手 術	通 院	乗 継・出 航 遅 延	寄 託 手 荷 物 遅 延・紛 失	ご 案 内
※ 保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必要事項をご記入のうえ署名・捺印ください。
事故証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	事故の形態により交通事故証明書・震災証明書などをご提出ください。
※ 傷害状況報告書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必要事項をご記入のうえ署名・捺印ください。
死亡保険金受取人の印鑑証明書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	市区町村役所でお取り付けください。
会員の印鑑証明	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	同上
死亡診断書または死体検案書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	医療機関に作成ご依頼ください。
※ 後遺障害診断書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	同上
除籍後の戸籍謄本	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	市区町村役所でお取り付けください。
法定相続人の戸籍謄本	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	同上
※ 医師の診断書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	医療機関に作成をご依頼ください。
※ 同意書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	会員またはご家族が署名・捺印ください。
※ 委任状	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	会員以外の方が保険金を請求・受領される場合に必要です。
会員の参加する募集型企画旅行が宿泊を伴うものであることを証明する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	国内旅行傷害保険の場合
その他の書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	必要な場合は別途保険会社よりご案内させていただきます。
※ 支出を証明する書類	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	
※ 損害品明細書	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	

(注) 請求金額が10万円以下の場合診断書はなくてもかまいません。

(注) 航空機遅延保険の事故証明書について

【航空機出航遅延・乗継遅延】・・・航空会社・旅行代理店発行の遅延(あるいは欠航)証明書
【手荷物遅延・紛失】・・・航空会社・旅行代理店発行の手荷物遅延(あるいは紛失)証明書

保険金・見舞金の請求について (手続き・必要書類)

ショッピングガード保険(国内／海外)

1. 保険金・見舞金請求手続き

- お支払いの対象となる損害が発生した場合には、会員はただちに「損保ジャパン日本興亜JCB事故受付デスク」あてに事故の内容をご報告ください。
- 会員の方が保険金の請求をされるときは下記「2.必要書類」に掲げる書類をご提出ください。

2. 必要書類

○印は原則として必要書類、○印は場合によっては必要な書類、各請求書類はコピーしたものではありません。

ご請求する保険金の種類	盗難事故 保険金	破損事故 保険金	火災事故 保険金	その他の 事故保険金	ご案内
保険金請求書 (所定用紙)	○	○	○	○	必要事項をご記入のうえ、署名・捺印ください。
罹災証明および 盗難届出済証明書	○		○		管轄の警察署・消防署でお取り付けください。
修理費請求書 または見積書			○	○	購入先または修理先でお取り付けください。
JCB売上票 (お客様控え)	○	○	○	○	
写真		○	○	○	
その他関係書類	○	○	○	○	必要な場合は別途保険会社よりご案内させていただきます。

(注) 破損の場合、損害保険ジャパン日本興亜株式会社にご連絡される前に被害品を処分された時は、保険金のお支払いに差し障りの生じることがあります。

カーアクシデントケア見舞金

1. 保険金・見舞金請求手続き

- お支払いの対象となる事故が発生した場合は、会員はただちに所管警察署に届け出るとともに「損保ジャパン日本興亜JCB事故受付デスク」あてに事故の内容をご報告ください。
- 会員の方が見舞金の請求をされるときは、下記「2.必要書類」に掲げる書類をご提出ください。

2. 必要書類

各請求書類はコピーしたものではありません。

必要書類	ご案内
見舞金請求書兼被害届出証明書	警察署の盗難届受理番号を記載ください。
被害を証明する写真	被害状況がわかる写真を添付してください。
その他の書類(住民票など)	必要な場合は別途保険会社よりご案内させていただきます。

海外でお困りの際のホットラインサービス

病気やケガをされた場合や損害賠償を請求された場合、身の回り品の盗難・損害にあった場合

24時間日本語相談

日本語安心サービス

※家族特約対象者は、一部ご利用いただけないサービスがございます。

Q:どんなサービスですか?

A:ご旅行中にケガや病気をされたとき、損害賠償を請求されたり、携行品の損害が生じたときなどさまざまな事故についてのご相談や、保険についてのさまざまなご相談を、日本語センターで、年中無休、通話料無料で24時間いつでも受け付けています。

日本語を話せるスタッフが対応しますので安心してご利用ください。

※このサービスは、株式会社プレステージ・インターナショナルとの提携によりJCB法人プラチナ付帯海外旅行傷害保険の補償対象のお客様に対して提供させていただきます。

Q:サービスの具体的な内容は?

A:次のサービスがご利用いただけます。

■事故相談サービス

ケガ、病気、持ち物の盗難、賠償責任事故といった旅行中に遭遇するさまざまな事故に関するご相談を承ります。

◎日本人医師・もよりの医療機関の紹介・予約

◎医療機関へのキャッシュレス治療の手配

(家族特約対象者は、キャッシュレス治療サービスはご利用できません。)

◎医師や医療機関との緊急時の通訳サポート

◎保険金請求に必要な書類の手配

◎付添者、通訳などの手配

◎警察への盗難届、事故証明書入手などのサポート

◎賠償事故の場合の現地アジャスターとの仲介

◎現地で保険金を受け取りたい場合の請求・支払い手続きなど

(家族特約対象者は、日本帰国後の手続となります。)

Q:サービスは無料ですか?

A:はい。サービスご利用の際に発生する費用は、JCB法人プラチナ付帯海外旅行傷害保険で対象となる場合に限り、お客様のご負担とはなりません。ただし、海外旅行傷害保険の支払対象とならない場合やかかった費用がご契約の保険金額を超過する場合の超過部分についてはお客様のご負担となりますのであらかじめご了承ください。

Q:サービスを利用するときの申込方法は?

A:ご滞在地域により連絡先の日本語センターおよび電話番号・電話方法が異なります。地域と連絡先をご確認の上、次ページの電話番号までお電話いただければ、日本語を話せるスタッフが24時間受付をいたします。

海外でお困りの際のホットラインサービス

(日本語安心サービス)アシスタンスセンターへの連絡方法

アシスタンスセンターへの電話番号は次のとおりです。

【ご注意】携帯電話は、ご利用にならない場合があります。

北アメリカ・中南米・太平洋諸島から

お客様のご滞在先	電話番号
アメリカ本土・アラスカ・ハワイ・グアム・サイパン	1-877-243-4117
アルゼンチン	0800-666-1467
ウルグアイ	0004-019-0426
カナダ	1-877-791-2146
コロンビア	01-800-518-1441
ブラジル	0800-892-3137
ペルー	0800-54-439
メキシコ	001-800-514-6614

ヨーロッパ・中近東・アフリカから

お客様のご滞在先	電話番号
アイスランド	800-9656
アイルランド	1-800-94-8313
アラブ首長国連邦	800-081-3-0042
イギリス	0808-234-3816
イスラエル	1-809-456-613
イタリア	8007-89642
オーストリア	0-800-296-200
オランダ	0800-022-8239
ギリシャ	00800-1612-206-6613
スイス	0800-55-1068
スウェーデン	020-79-2823
スペイン	9009-58170
チェコ	800-700-975
デンマーク	8088-6981
ドイツ	0800-181-0836
ノルウェー	800-16295
ハンガリー	06-800-19046
フランス	0-800-91-5290
ベルギー	0800-73271
ポーランド	00800-811-3248
ポルトガル	800-827-645
南アフリカ	0800-98-3170
モナコ	800-93-694
ルクセンブルグ	800-27-154
ロシア	8108-002-054-4081

アジアから

お客様のご滞在先	電話番号
中国(北部)※2	108008132783
中国(南部)※2	108004812966
中国国内で、上記番号が利用できない地域	018-888-8188
香港	800-90-5122
台湾	00801-81-4652
韓国	00798-81-7-1702
シンガポール	8-008-102-354

お客様のご滞在先	電話番号
インド	0008-001-00-7804
インドネシア	0018-030-081-1304
タイ	001-800-814-5141
フィリピン	1-800-1816-0289
マレーシア	1-800-81-5067
スリランカ	011-242-2217

オセアニアから

お客様のご滞在先	電話番号
オーストラリア	1-800-084-046
ニュージーランド	0-800-885-078

その他の地域から

お客様のご滞在先	電話番号
地域(国)を問わず(コレクトコール※1)	(国番号81)3-5213-0285

※1 その他の地域もしくはトールフリーダイヤルがご利用出来ない場合は、コレクトコールで『損保ジャパン日本興亜日本語安心サービス』までご連絡ください。コレクトコールのかけ方は次ページをご覧ください。コレクトコールがご利用出来ない場合は、『損保ジャパン日本興亜日本語安心サービス』まで直接ご連絡頂き、折り返しご連絡するようお願いください。

※2 中国北部…華北地区(北京市、天津市、河北省、山西省、内モンゴル自治区)、東北地区(遼寧省、吉林省、黒龍江省)「河南省・山東省」

中国南部…上記以外(上海市、重慶市など)

国事情により電話番号の変更が行われる場合がございます。各番号で電話がつかない場合は、『損保ジャパン日本興亜日本語安心サービス』にコレクトコールでおかけ直してください。

電話番号は、お間違いのないようおかけください。

～トールフリーご利用上の注意～

滞在の国・地域によってはトールフリーに対応していない公衆電話や、接続の際に国内通話料相当額が必要とされる場合があるほか、電話機種や回線事情によりご利用になれない場合や、ホテルなど客室内の電話からおかけの際、サービス料や利用料がかかる場合もありますので、ご利用時には現地でご確認ください。また、日本国内から海外ローミングやレンタルなどした携帯電話からトールフリーにご連絡された場合、滞在国内通話料相当額がかかりますのでご注意ください。この場合の通話料及びサービス料・利用料はお客様負担となりますのであらかじめご了承ください。また、電話番号は最新のものを掲載しておりますが、事務所移転、現地電話番号体系の変更などやむを得ない事情により変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。

■国際電話のかけ方

●コレクトコールのかけ方

お客様自身で直接、またはどなたかに頼んでセンターにコレクトコール(料金受信人払い通話)で電話をしてください。

(注)ご滞在地域の事情によりコレクトコールを依頼できない場合があります、この場合の電話料金は自己負担となりますのでご注意ください。

(参考)オペレータに国際電話(コレクトコール)を申し込む場合の英会話例：
ホテルの客室からかける場合、まず受話器をとってオペレータを呼び出します。

オペレータ: This is the overseas operator. May I help you?
(オペレータです)

お客様: I want to make an overseas collect call to Paris. Telephone number is 1-4185-8560 for Prestige International. This is Miss Michiko Aoki in room 201.
(コレクトコールをお願いします。電話番号は1-4185-8560のプレステージ・インターナショナルです。こちらは201号の青木みち子です。)

オペレータ: Hang up, please.
(一度切ってお待ちください)

※Hold the line please.と言われたら、電話を切らずにそのまま待ちます。

オペレータ: Thank you for waiting. Prestige International is on the line.
Go ahead, please.
(お待たせしました。出ましたのでお話しください。)

○オペレータが、こう言ったら……

- ・ Hold on, please.または、Hold the line, please.(受話器を切らずにそのまま待つ)
- ・ Hang up (and wait), please.(一度切って待つ)
- ・ Mr.A is on the line.(Aさんが出ました)
- ・ Go ahead, please.(どうぞお話しください)
- ・ The line is busy.または、The number is busy.(お話し中)

●フリーダイヤル・インターナショナルトールフリー

(料金無料)

ご利用可能地域が決まっております。

「フリーダイヤル」➡ 原則同国内から。

「インターナショナル・トール・フリー」➡ P.23、P.24の地域から。

「コレクトコール」➡ 上記以外の地域から。

基本的には相手の電話番号を直接ダイヤルします。

○たとえば、ニューヨークから日本語安心サービスに電話をかける場合

1 - 8 7 7 - 2 4 3 - 4 1 1 7

↑
アメリカ本土・アラスカ・ハワイ・グアム・サイパンからの日本語安心サービストールフリーダイヤル

*センターに電話が通じたら、ケガまたは病気の状況・原因および現在地、その他担当者が求める情報を冷静にお知らせください。

■お問い合わせ先

保険内容によってお問い合わせ先が異なりますので、ご確認のうえお問い合わせください。

海外・国内旅行傷害保険、国内・海外航空機遅延保険、ショッピングガード保険、カーアクシデントケア制度について

海外旅行中にケガ・病気をされた場合や、損害賠償を請求された場合、携行品の損害が生じた場合などは「日本語安心サービス」(P.22～24)をご利用ください。

●日本国内での連絡先

『損保ジャパン日本興亜JCB事故受付デスク
(JCBカード自動付帯サービス専用)』
0120-258-554

受付時間 9:00AM～5:00PM 日・祝休

●上記受付時間外および海外からの連絡先

(海外からご連絡の場合、コレクトコール利用可)
『損保ジャパン日本興亜日本語安心サービス』
03-5213-0285 (有料)

受付時間 24時間 年中無休

※『損保ジャパン日本興亜JCB事故受付デスク』における事故受付の際、保険会社がJCB会員資格有効性を確認するために、会員番号をご申告いただいております。

その他、JCB法人プラチナ付帯サービス全般について

法人プラチナ・メンバーズデスク
0120-775-828

受付時間 9:00AM～5:00PM 日・祝・年末年始休

※電話番号は、お間違いのないようおかけください。
※一部の電話機でご利用になれない場合があります。